

第六次東松山市総合計画

2026～2035

(1110 案)

※写真やデザインは調整中です。



市長あいさつ

※製本時に掲載

目次

第1章 総論	1
1 策定の趣旨	2
2 計画の構成と期間	3
（1）計画の構成	3
（2）計画期間	4
3 東松山市の概要	5
（1）位置・気候・地勢	5
（2）地区の特徴	6
4 東松山市を取り巻く社会情勢	8
（1）人口減少の進行	8
（2）防災・減災対策の推進	8
（3）デジタル社会の進展	8
（4）グローバリズム・世界情勢の変化	9
（5）食料や農業を取り巻く環境変化	9
5 市民意識調査の結果（抜粋）	10
（1）調査概要	10
（2）本市の住みよさ	10
（3）どんなまちになってほしいか	10
（4）市政の各分野の取組におけるこれからの重要度	11
6 未来を担う若者の意見	12
（1）若者が考える「賑わい」	12
（2）若者が考えるまちの「強み、弱み」	12
7 市民の意見	13
第2章 基本構想	14
1 まちづくりの理念	14
2 まちの将来像	15
3 将来の人口予測	16
4 将来都市構造	17
（1）基本的な考え方	17
（2）将来都市構造	18
（3）将来都市構造図	19
5 まちづくりの柱と目指すべきまちの姿	20
第3章 基本計画	23
1 重点テーマ	24
2 財政見通し	26
3 前期基本計画とSDGs	28
（1）持続可能な開発目標SDGsのまちづくりの視点	28

(2) 各基本施策とSDGsの関係	29
4 施策体系図	30
5 分野別計画	31
まちづくりの柱1 こども	32
基本施策1-1 子育て環境の整備	33
基本施策1-2 乳幼児期からの支援の充実	35
基本施策1-3 学校教育の充実	37
まちづくりの柱2 健康福祉	39
基本施策2-1 健康づくりの推進	40
基本施策2-2 市民病院の充実	42
基本施策2-3 地域福祉の推進	44
基本施策2-4 社会保障制度の適正な運営	46
基本施策2-5 高齢者福祉の充実	48
基本施策2-6 障害者福祉の充実	50
まちづくりの柱3 環境	52
基本施策3-1 良好な地域環境の保全	53
基本施策3-2 自然環境の保全	55
基本施策3-3 資源循環の推進・ごみ処理体制の維持	57
まちづくりの柱4 生活基盤	59
基本施策4-1 防災・減災対策の推進	60
基本施策4-2 計画的なまちづくりの推進	62
基本施策4-3 公共交通ネットワークの形成・維持	64
基本施策4-4 道路の整備と維持管理	66
基本施策4-5 持続性のある上下水道事業の推進	68
基本施策4-6 流域治水の推進	70
基本施策4-7 快適な住環境の保全	72
まちづくりの柱5 産業	74
基本施策5-1 農業の振興	75
基本施策5-2 商工業の振興	77
基本施策5-3 企業誘致の推進・就労支援の充実	79
基本施策5-4 観光の振興・シティプロモーションの強化	81
まちづくりの柱6 市民活躍	83
基本施策6-1 市民参加の促進と生活の安全確保	84
基本施策6-2 生涯学習の推進	86
基本施策6-3 人権意識・平和意識の醸成	88
健全で効果的な行財政運営	90

第 1 章 総論

I 策定の趣旨

本市では、活力と夢にあふれた東松山を創造するため、平成 28 年度（2016 年度）から令和 7 年度（2025 年度）を計画期間として策定した「第五次東松山市総合計画」をまちづくりの最上位計画と位置付け、将来像に掲げた「住みたい、働きたい、訪れたい 元気と希望に出会えるまち 東松山」の実現に向けた施策を市民・事業者・行政の協働により計画的に進めてきました。

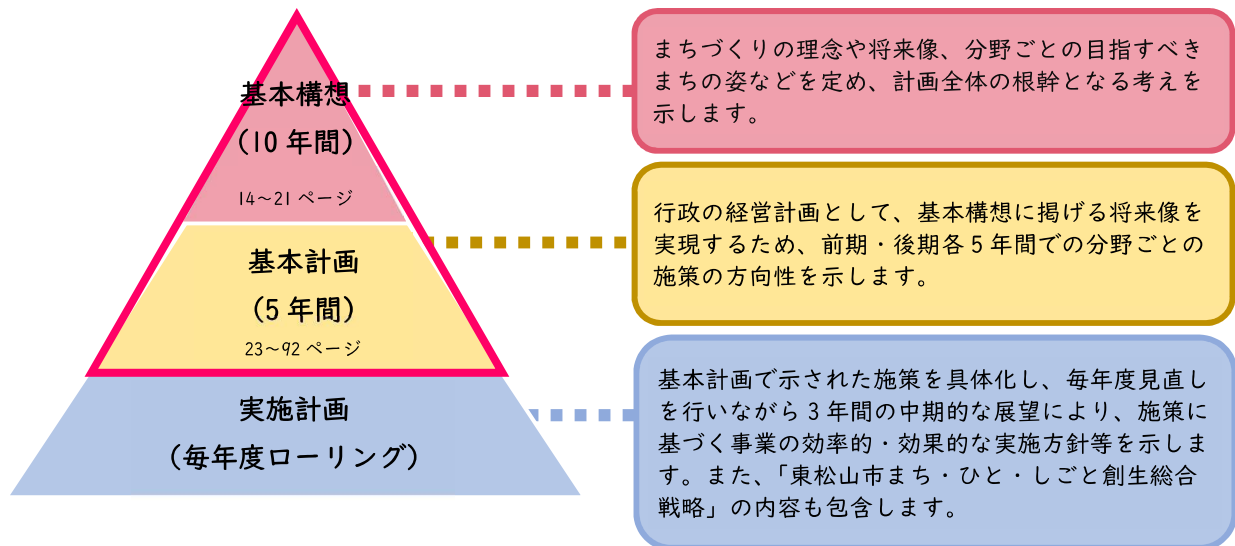
新型コロナウイルス感染症の感染拡大をきっかけとした社会の変化をはじめ、人口減少や少子化、高齢化の進行、市民ニーズの多様化、デジタル化の進展、頻発化・激甚化する災害への備えなど、既存の考え方や方法だけでは解決が困難な課題への対応が必要とされる時代を迎え、地方自治体に求められる役割も重要性が増しています。

こうした背景を踏まえ、これまで積み上げてきたまちづくりの成果を継承しつつ、高い持続性を持ち、新たな時代に対応した施策を進めていくため、本市の最上位計画として、今後 10 年間ににおける行政運営の基本的な方針を定める「第六次東松山市総合計画」を策定します。

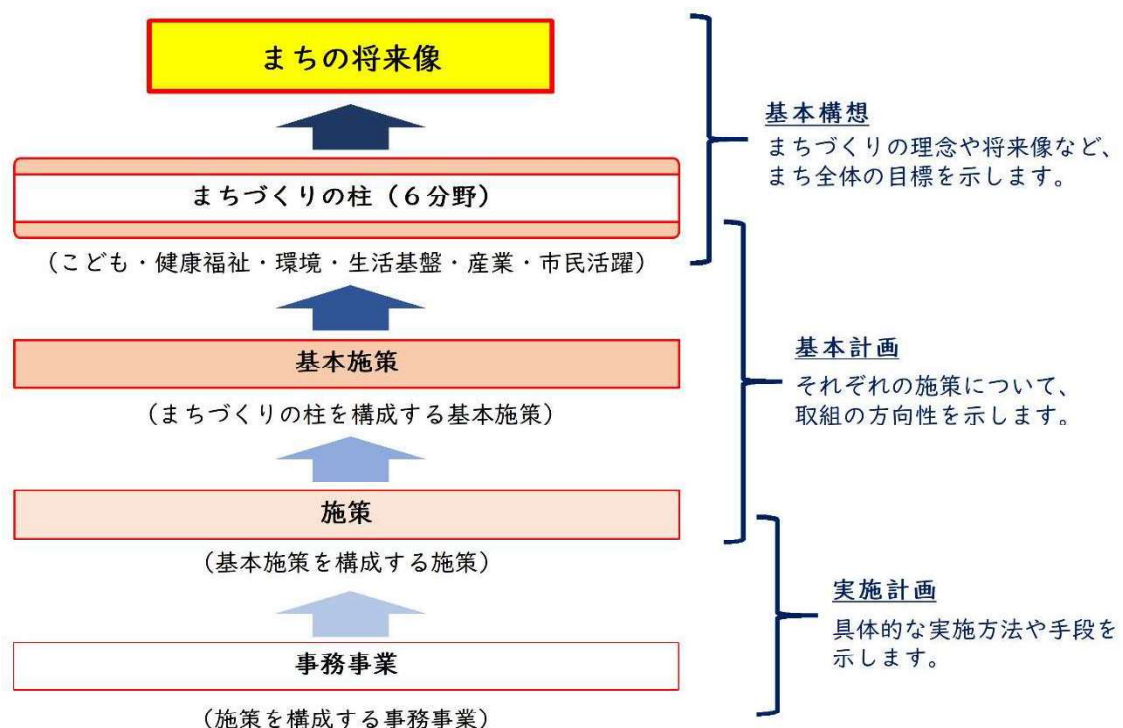
2 計画の構成と期間

(1) 計画の構成

本計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層で構成されています。



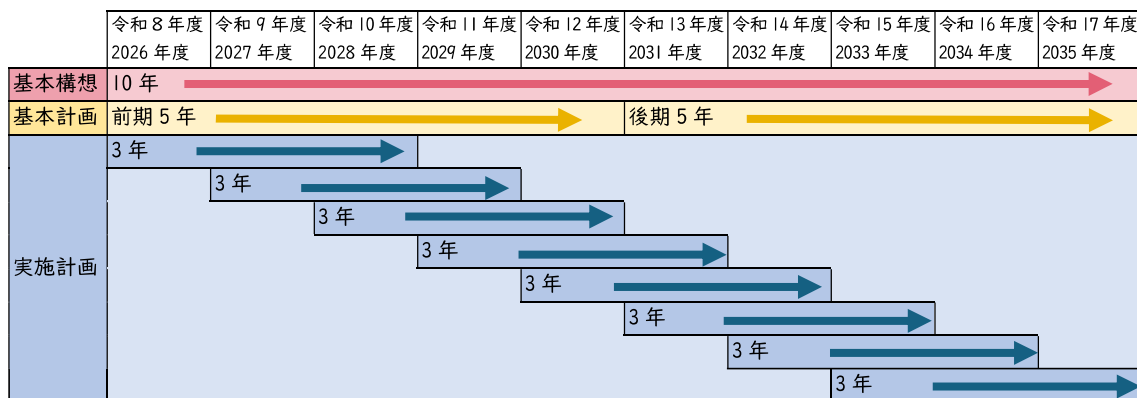
本計画における将来像、まちづくりの柱、基本施策、施策、事務事業のそれぞれの関係性は以下のとおりです。



(2) 計画期間

本計画は、令和 8 年度（2026 年度）から令和 17 年度（2035 年度）までを計画期間とし、10 年間の基本構想と、前期 5 年、後期 5 年の基本計画で構成します。

また、基本計画で示された施策を具体化する実施計画（「3 か年実施計画」）は、毎年度見直しを行いながら、施策に基づく事務事業の効率的・効果的な実施に向けた進行管理を行います。



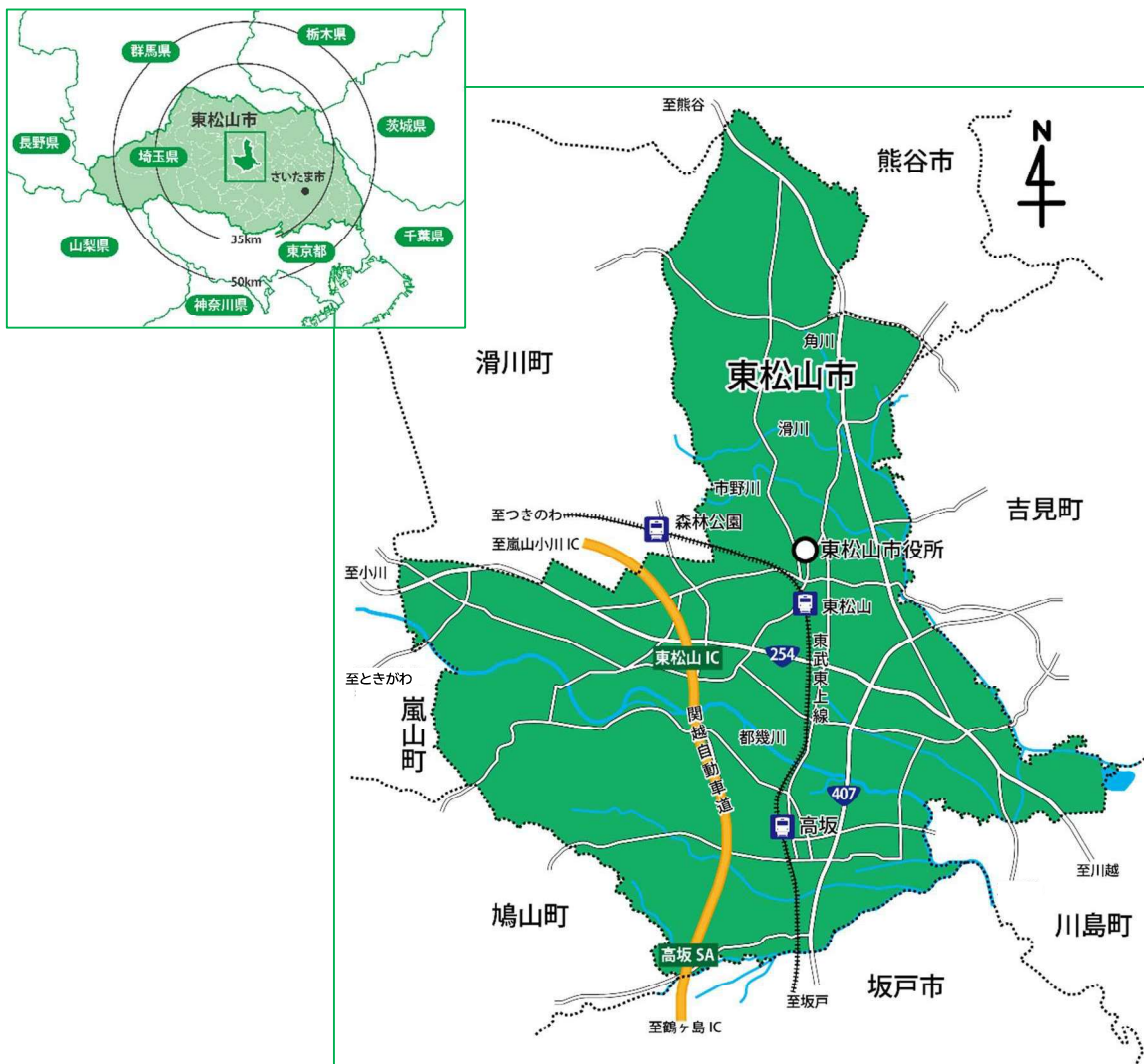
3 東松山市の概要

(1) 位置・気候・地勢

東松山市は埼玉県のはぼ中央部に位置し、県庁所在地であるさいたま市から約30キロメートル、都心部から約50キロメートル圏内にあります。市の西側には豊かな自然を有する比企丘陵が形成され、東側には関東平野の一部が広がり、丘陵と平地が並存する地形となっています。また、市内には都幾川や市野川などの河川が流れ、変化に富んだ自然環境が形成されています。

さらに、本市は古くから交通の要衝として重要な役割を果たしており、関越自動車道東松山インターチェンジや東武東上線の2つの駅を有し、広域交通網の要として交通利便性が非常に高い地域です。気候は、典型的な内陸性の気候で、夏は気温・湿度が高く、冬は冷え込みが厳しく乾燥する傾向があります。

四季の移ろいを身近に感じることのできる豊かな自然と都市が調和した、比企地域の中心的なまちです。



(2) 地区の特徴

松山地区

特徴：古くから交通の要衝として栄え、東松山駅を中心に行政機関や金融機関、商業施設、飲食店などが集積する本市の中心部です。駅周辺の中心市街地にはマンションやアパートが多く、駅から少し離れると戸建住宅の住宅地が広がっています。東松山駅を拠点として路線バス網も充実しており、本市のみならず、比企地域の玄関口としての役割も担っています。また、箭弓稻荷神社や夏まつりなどの歴史・観光資源も有しており、本市のまちの核として、道路をはじめとした都市インフラの整備も進められています。

大岡地区

特徴：谷津と呼ばれる谷状の湿地が点在し、地形を生かした溜め池や沼を利用した田園風景が自然豊かな景観を作り出しています。また、地域の人々によって脈々と受け継がれてきた伝説や伝承、史跡等が残され、自然と歴史が調和し、四季を豊かに感じることができる地域です。さらに、東松山ぼたん園や東松山市農林公園、伝説・伝承を巡るウォーキングコース、クラフトビール醸造所など、魅力ある観光スポットが点在しています。地域に対する住民の愛着も高く、大岡市民活動センターを拠点に、住民が主体となって地域の魅力向上に取り組んでいます。

唐子地区

特徴：比企丘陵の雑木林や水田、畑地と清流都幾川の流れが調和し、三大児童文学の一つ『天の園』の舞台として描かれた「ふるさとの原風景」が今も色濃く残された地域です。化石と自然の体験館、くらかけ清流の郷が整備され、魅力あるアクティビティが提供されています。また、規模の大きい医療機関が立地し、鉄道にアクセスしやすい地域であることから、利便性のよい住環境が整っています。地区内の新郷、葛袋には工業団地が整い、国道 254 号や関越自動車道東松山インターチェンジ周辺には多くの企業が立地し、生産や物流の拠点としても重要な役割を担っています。

高坂地区

特徴：西側から東側にかけて丘陵地、台地、低地が連なる起伏に富んだ地形が広がり、子育て支援施設や大型商業施設、大学、埼玉県こども動物自然公園などが立地し、豊かな自然と都市機能が両立した地域です。高坂駅周辺は民間による住宅地の整備や土地区画整理事業により良好な住環境が整い、利便性の高い街並みを形成し、子育て世帯も多く住んでいる地域です。一方、周辺に大学が立地する土地柄を背景として若者の転出入が激しい地域でもあります。子育てや教育に関する社会資源が整えられ、本市のまちの副次核としての賑わいを創出しています。

野本地区

特徴：美しい田園風景を背景に歴史を感じさせる農村地域と新たな住宅地が広がり、国道 254 号・407 号が交わる道路交通の利便性が高い地域です。都幾川沿いは、住民による「さくらの里」の整備が進められ、地域の魅力を向上させています。また、県指定史跡將軍塚古墳をはじめ、貴重な文化財が多く存在し、観光資源としての活用も期待されています。さらに、農業振興の拠点である農産物直売所いなほてらすでは、新鮮な農産物を買求める人で連日賑わっています。

高坂丘陵地区

特徴：丘陵地を活用した大規模な土地区画整理事業により開発された住宅地で、道路や公共下水道、自然と調和した公園などが計画的に整備された住環境が形成されている地域です。また、平成 31 年（2019 年）4 月から桜山小学校・白山中学校では「小中一貫教育特認校制度」を実施しており、魅力あふれる教育活動が行われています。住宅地の開発から約 40 年が経過し、住民の高齢化が顕著になっていますが、地域コミュニティの向上や自然豊かな街並みの形成に対する取組が積極的に進められており、住民同士のつながりを大切にしながら時代に即した地域活動が実践されています。

平野地区

特徴：西側から中央部にかけて住宅や農地が広がり、古くから梨の生産が盛んで、「梨の里」として知られています。東松山駅周辺の市街地へのアクセスもよく、住宅地が整備され、自然に囲まれた良好な住環境が整った地域です。地域住民が主体となって実施する「花・歩・梨（かほり）プロジェクト」は、花いっぱい運動の一翼を担い、地域環境の美しさだけでなく、住民同士の交流や特色ある地域づくりにつながっています。

4 東松山市を取り巻く社会情勢

(1) 人口減少の進行

日本の人口は平成 20 年（2008 年）をピークに減少に転じ、全国的な少子化・高齢化が加速しています。また、若年層の都市部への流出により、地方部では生産年齢人口（注 1）の減少、高齢者人口の増加という構造的な問題が顕著になっています。国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の人口推計では、日本の総人口は今後も減少を続け、2070 年には 8,700 万人まで減ると予測されており、地域経済活動の縮小や税収の減少、地域コミュニティの維持困難などが現実のものとなっています。本市では、近年、転入の増加に伴い人口は増加してきましたが、全国的な傾向と同様に出生数は死亡数を下回っており、社人研の推計では、近い将来に人口減少の局面に変わっていく見通しとなっています。このことから、人口減少に伴うマイナスの側面だけではなく、プラスの側面についても認識した上で、将来に向けたまちづくりを進めていく必要があります。

(2) 防災・減災対策の推進

地球規模の気候変動の影響で、局所的な短時間豪雨災害が頻発化するとともに、台風の大規模化などが懸念されています。また、近年の夏季の暑さは、日常生活だけではなく、生命に影響を与えるほど危険なものとなっています。さらに、近い将来に発生が予測されている大規模地震は、大きな人的被害に加え、広域的な都市機能に甚大な影響を与える可能性があります。本市において 2 名の尊い命を失い、全壊 129 戸を含む 770 戸の家屋が被害を受け、避難者が 3,000 人を超える甚大な災害となった令和元年東日本台風での教訓を踏まえながら、市民の生命・財産を守るため、自助・共助・公助が一体となった防災・減災体制の更なる強化を推進する必要があります。

(3) デジタル社会の進展

AI（注 2）、IoT（注 3）、ビッグデータ（注 4）などのデジタル技術の進化は、行政サービスの効率化や市民の利便性向上、地域課題の解決に大きな可能性をもたらしています。政府においても「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が示され、DX（注 5）の推進が加速化し、地方自治体においても「自治体 DX」の名のもとに様々な取組が進められています。「ICT（注 6）の浸透が人々の生活をあらゆる面で良い方向に変化させること」という DX の定義を念頭に、本市においてもデジタル技術を活用した市民の生活利便性の向上に取り組んでいく必要があります。

(4) グローバリズム・世界情勢の変化

国際的な経済対立や地域の安全保障問題は、地域社会や市民生活にも大きな影響を与えています。また、国際化の進展を背景とした外国人市民の増加は、多文化共生という側面がある一方で、地域で築き上げてきた生活のルールや文化、習慣などに馴染むことができず、地域コミュニティの維持に課題を生じさせることもあります。本市においても、ごみの捨て方の習慣の違いにより住民間のトラブルに発展するケースが顕在化しています。

こうした課題が生じている中、「グローバル（地球規模の）」と「ローカル（地域的な）」を組み合わせた「グローカル」という、地域性を考慮しながら地球規模で物事を考える視点も提唱されています。将来予測が困難で、刻一刻と変化しながら複雑化する世界情勢を背景とした現在は、まさに「不確実な時代（VUCA）（注 7）」であるといえます。日常生活に最も影響を与える食料品や燃料・エネルギーなどの価格も世界情勢の変化を背景とする部分が大きいため、世界の動きを敏感に感じ取りながら、地域で暮らす市民の生活を守るために真に必要なとする事業を見極めていく必要があります。

(5) 食料や農業を取り巻く環境変化

若い世代の農業離れや農業従事者の高齢化により、担い手が減少し、管理されなくなった農地が増加することで国内の食料生産能力は低下し、国の食料生産基盤の脆弱化が進んでいます。また、日本のカロリーベース総合食料自給率（注 8）は、農林水産省の公表値で令和 5 年度（2023 年度）には 38% となっており、多くの食料を海外からの輸入に依存していることから、国際的な需要の変化や災害、紛争などによって国内での食料供給が不安定化するリスクを常に抱えています。食料安全保障（注 9）の問題は国家レベルの課題であると同時に、住民の「食」を支える最前線にいる地方自治体にとっても重要な課題となっています。農業の担い手確保や生産性の向上などに取り組むとともに、地産地消による域内での経済循環を推進し、市民が安心して安全な「食」を確保できる環境整備に取り組む必要があります。

（注 1）生産年齢人口

15 歳以上 65 歳未満の生産活動の中核をなす年齢層のこと。

（注 2）AI

Artificial Intelligence の略。人間の知能や知的行動をコンピュータなどの人工的なシステムで再現しようとする技術や研究分野のこと。

（注 3）IoT

Internet of Things の略。日本語では「モノのインターネット」と訳される。身の回りのあらゆる「モノ」をインターネットに接続する技術のこと。

（注 4）ビッグデータ

人間が全体を把握することが困難なほど膨大で多様かつ高速に生成・処理されるデータ群のこと。

（注 5）DX

Digital Transformation の略。提唱者の定義では「ICT の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」とされているもの。

（注 6）ICT

Information and Communication Technology の略。情報通信技術。パソコンやスマートフォン、インターネットなどの情報通信機器やネットワークを使い、情報の収集・処理・伝達・共有・活用を行うための総合的な技術のこと。

（注 7）VUCA（ブーカ）

Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）、Ambiguity（曖昧性）の頭文字を取った造語。世界全体が極めて予測困難な状況に直面しているという 21 世紀の時代認識のこと。

（注 8）カロリーベース総合食料自給率

基礎的な栄養価であるエネルギー（カロリー）に着目して、国民に供給される熱量（総供給熱量）に対する国内生産の割合を示す指標のこと。

（注 9）食料安全保障

良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人ひとりがこれを手に入れる状態のこと。

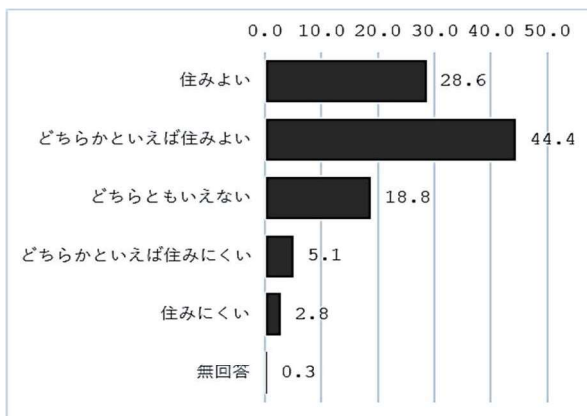
5 市民意識調査の結果（抜粋）

市政に対する市民の意識や要望を把握し、まちづくりの基礎資料として活用するため、「市民意識調査」を実施しました。

（１）調査概要

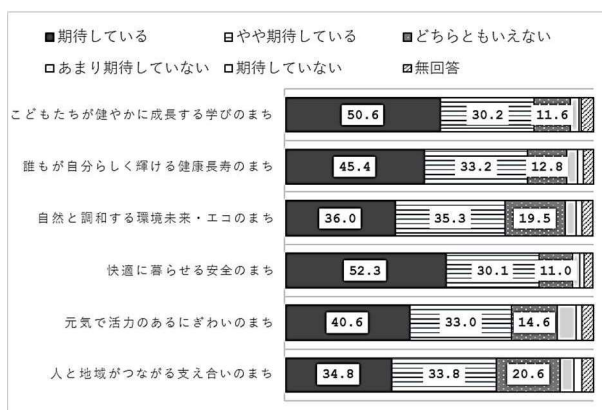
- ・調査対象地域 東松山市全域
- ・調査対象者 市内居住の満 18 歳以上の市民 2,000 人
- ・抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出
- ・調査方法 調査票を郵送で送付し、回答は郵送回答又はインターネット回答（調査対象者による任意選択）
- ・調査期間 令和 6 年 9 月 17 日（火）～10 月 1 日（火）
- ・有効回答率 1,095 人（54.75%）

（２）本市の住みよさ



「住みよい」「どちらかといえば住みよい」を選択している市民が73.0%、「住みにくい」「どちらかといえば住みにくい」を選択している市民が7.9%となり、多くの市民が住みよさを実感しています。民間が行っている調査結果（注）においても示されているとおり、「住みよさ」は本市の特徴といえます。

（３）どんなまちになってほしいか



「快適に暮らせる安全のまち」(82.4%)、「こどもたちが健やかに成長する学びのまち」(80.8%)、「誰もが自分らしく輝ける健康長寿のまち」(78.6%)が上位となっています。都市機能が整ったまちの快適性や安全性、子育て支援の充実、健康長寿を期待する声が多い状況にあります。

(4) 市政の各分野の取組におけるこれからの重要度



上位 5 位

- 1 位 防災・減災
- 2 位 保健・医療
- 3 位 河川整備
- 4 位 子育て環境
- 4 位 交通安全・防犯

市政の今後の重要度に関する質問では、「防災・減災」(82.3%)「保健・医療」(81.0%)「河川整備」(79.4%)「子育て環境」(78.7%)「交通安全・防犯」(78.7%)が上位に挙がりました。特に市民の生命・財産に重要な役割を果たす「防災・減災」と「保健・医療」は8割を超える人が重要と感じる取組であるとしています。

【市民意識調査から見る重要度の高いテーマ】

防災・減災のまちづくり

保健・医療・健康

まちの快適性・安全性

子育て環境づくり

(注) 民間が行っている調査結果

東洋経済新報社が毎年発表している「住みよさランキング」のこと。この調査において、本市は令和4年(2022年)から4年連続で県内第1位の評価を得ている。

6 未来を担う若者の意見

将来のまちづくりの担い手となる若者から、まちの「賑わい」や本市の「強み・弱み」についての考えを伺うため、令和7年2月から3月にかけて市内8校の中学生・高校生に協力をいただき、学校ごとに座談会を実施しました。

(座談会実施高校・中学校)

松山高等学校、松山女子高等学校、東京農業大学第三高等学校

松山中学校、北中学校、東中学校、南中学校、白山中学校

(1) 若者が考える「賑わい」

■「賑わい」のあるまちとは

- 人が集まりたくなる場所があり、多くの人の声があふれるまち
- 地域の人々のコミュニケーションが活発なまち

■「賑わい」の生み出し方

地域の人々がつながりを持ちながら、共にまちを活性化させていこうとすることで生み出されるもの

(2) 若者が考えるまちの「強み、弱み」

強み	弱み
● 交通の利便性が良い ● 地域住民のつながりが強い、人柄の温かさ ● 自然と都会が調和している ● 子育て支援が手厚い ● 高齢者に配慮があり、こどもに優しい ↓ まちの利便性、人々のつながり・温かさ、子育てや福祉の充実が強み	● 娯楽施設や遊ぶ場所が少ない ● 東松山市といえば「これ！」というものが思い浮かばない ● 駅前の商店街が寂しい ● 情報の発信力が弱い ● 大きい公園や運動場がない ↓ 賑わいを生み出すための施設や機能の不足、情報発信力の低さが弱み

7 市民の意見

市民の幅広い意見を反映した計画とするため、地区座談会などを通じて東松山市全体のまちづくりの方向性について市民の意見を伺いました。

実施概要	
地区座談会 (令和6年10月～令和7年1月)	市内全7地区で座談会を開催し、これまでの取組に対する評価や第六次総合計画の策定に向けた本市の課題等について、地域の方々と話し合いを行いました。
シビック・オピニオン・リサーチ (令和6年10月～令和7年1月)	これまでのまちづくりに対する評価及びニーズ等を把握し、本市の目指すべき将来の姿やまちづくりの方向性等を検討するため、全市民を対象にオンライン形式でのアンケートを実施しました。
市民ワークショップ (令和6年12月・令和7年1月)	市民ワークショップを開催し、政策提案ゲームを通じて、参加者からまちづくりのアイデアを提案していただきました。
子育て世帯ヒアリング (令和7年3月)	子育て世帯の移住・定住に向けた取組を検討していくため、子育て支援センターソーレ・マーレを訪問し、利用者から直接お話を伺いました。

児童館や公園などの安全な
こどもの遊び場の充実

空き家や空き地の対策

高齢者や障害者の社会参加
の促進、孤立化の防止に向
けた取組の充実

高齢者の移動手段の確保や
支援の充実

耕作放棄地の対策

若い人も一緒に参加できる
コミュニティづくり

水道や下水道などの
生活インフラの維持

東松山駅周辺や商店街の
活性化

子育てに対する経済的な
負担の軽減

避難所機能の充実や
防災対策の強化

豊かな自然環境の保全と
活用

増加する外国人市民への
対応

子育てをしている親同
士がつながる場や保育
施設の充実

安全な道路や歩行者が
安全に歩ける歩道の整備



第2章 基本構想

1 まちづくりの理念

「美しい自然にめぐまれ、長い歴史と香り高い伝統をもつ東松山市民であることに誇りと責任を感じ平和な住みよい文化都市を建設する」ことを掲げた東松山市民憲章は、本市のまちづくりの基本的な考えや姿勢を示しているものです。

個人や個性が尊重される社会の側面として人間関係の希薄化が課題として挙げられる現在、市民憲章に託された先人の想いを理解し、地域に暮らす人々が支え合いながら、誇りと責任を持ってまちづくりを進めていくことは、人々が不安を抱える時代であるからこそ大切にすべき考え方です。

それらを踏まえ、まちづくりの根幹となる「市民力」を重視しながら、活力と賑わいを創出し、全ての市民が生きがいを持って安心して暮らすことのできる東松山市を創造していきます。

東松山市民憲章

わたしたちは、美しい自然にめぐまれ、長い歴史と香り高い伝統をもつ東松山市民であることに誇りと責任を感じ平和な住みよい文化都市を建設するために市民憲章を定めます。

一、環境をととのえ

緑ゆたかな安全なまちに

一、文化を育てスポーツを愛し

視野の広い市民に

一、仕事に誇りを持ち

生産にはげむ市民に

一、健全な子どもを育て

としよりを敬愛するまち

一、きまりを守り

思いやりのある市民に

2 まちの将来像

将来像は、本市が10年後に目指すべきまちの姿を示すものです。これまで積み重ねてきたまちづくりの成果を継承しつつ、まちづくりの理念に基づき本市のあるべき姿をより確かなものにしていくため、本計画では次の将来像を掲げます。

元気と希望と歩むまち 住みよさ やさしさ 東松山

「元気」

- ◆こどもや高齢者をはじめとした市民一人ひとりの健康増進
- ◆中心市街地の賑わい創出
- ◆観光客の増加
- ◆地域産業の活性化
- ◆移住・定住の促進

「希望」

- ◆子育て環境の充実
- ◆豊かなシニアライフ
- ◆市民が孤立しない社会
- ◆社会で活躍する人材が育つ充実した教育環境

「歩むまち」

- ◆日本スリーデーマーチ開催都市、ウォーキングのまち東松山
- ◆ウォーキングを生かした取組を中心にして市民が健康であり続けること
- ◆市民が元気で希望を抱きながら未来へ歩いていけること

「住みよさ」

- ◆生活に必要な都市機能が整っていること
- ◆利便性の高い交通網が維持されていること
- ◆防災力が高いこと
- ◆豊かな自然の中で暮らせる環境があること
- ◆防犯力の高い安心できる生活環境が整っていること

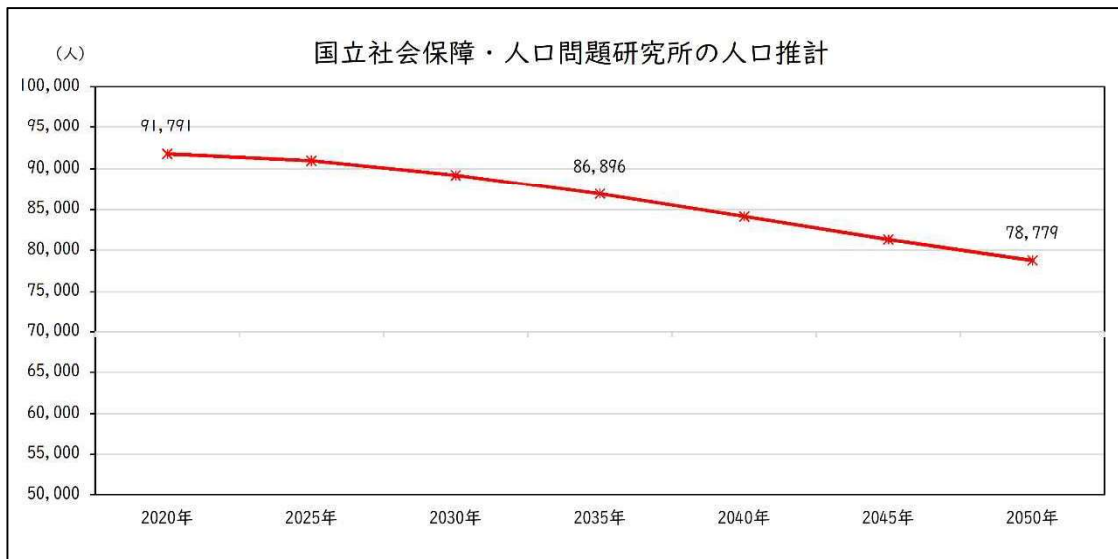
「やさしさ」

- ◆人と人とのつながりを大切にするまちであること
- ◆地域住民同士が笑顔であいさつできる関係性があること
- ◆市民がお互いを尊重しながら共に地域社会を支えていくこと

3 将来の人口予測

本市の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計によると、計画期間の最終年度に当たる令和 17 年（2035 年）に 86,896 人になることが予測されています。

生き方や暮らし方の選択肢の幅が広がり、社会情勢や経済状況が激しく変化する時代の中において、人口減少が進行していくことを前提とした社会基盤を構築していく視点も重要となります。このため、本市では、人口減少のスピードが少しでも緩やかになるよう、対策を講じながらまちの発展を目指していきますが、現在の人口動向も十分に考慮しつつ、各分野における施策を展開していきます。



社人研推計人口（人）	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
	91,791	90,948	89,229	86,896	84,151	81,337	78,779

4 将来都市構造

将来都市構造は、本計画に掲げた将来像の実現を目指すとともに、まちづくりの骨格を示すため、本市の特徴と将来への展望を見据え、目指すべき都市の姿を概念的に表すものです。

(1) 基本的な考え方

人口減少や少子化・高齢化が進む中、都市機能の集約化を図りながら、保有する地域資源や都市基盤を有効活用し、首都近郊の地方都市としての魅力や優位性を高めていくことが大切です。

そのため、次に掲げる 6 項目を将来の都市構造の基本的な考え方とし、まちづくりを進めていきます。

将来都市構造の基本的な考え方

- 1 東松山駅周辺を「まちの核」、高坂駅周辺を「まちの副次核」とする。
- 2 市街化区域（注 1）を「市街地ゾーン」とする。
- 3 市街化区域に接する市街化調整区域（注 2）を「緑住ゾーン」とする。
- 4 「緑住ゾーン」を除く市街化調整区域を「田園ゾーン」とする。
- 5 特徴的な都市の機能等を担う地域を「拠点」とする。
- 6 「核」や「拠点」の連携や広域的なアクセス等において重要な役割を担う道路や河川を「軸」とする。

（注 1）市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域のこと。具体的には、既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。

（注 2）市街化調整区域

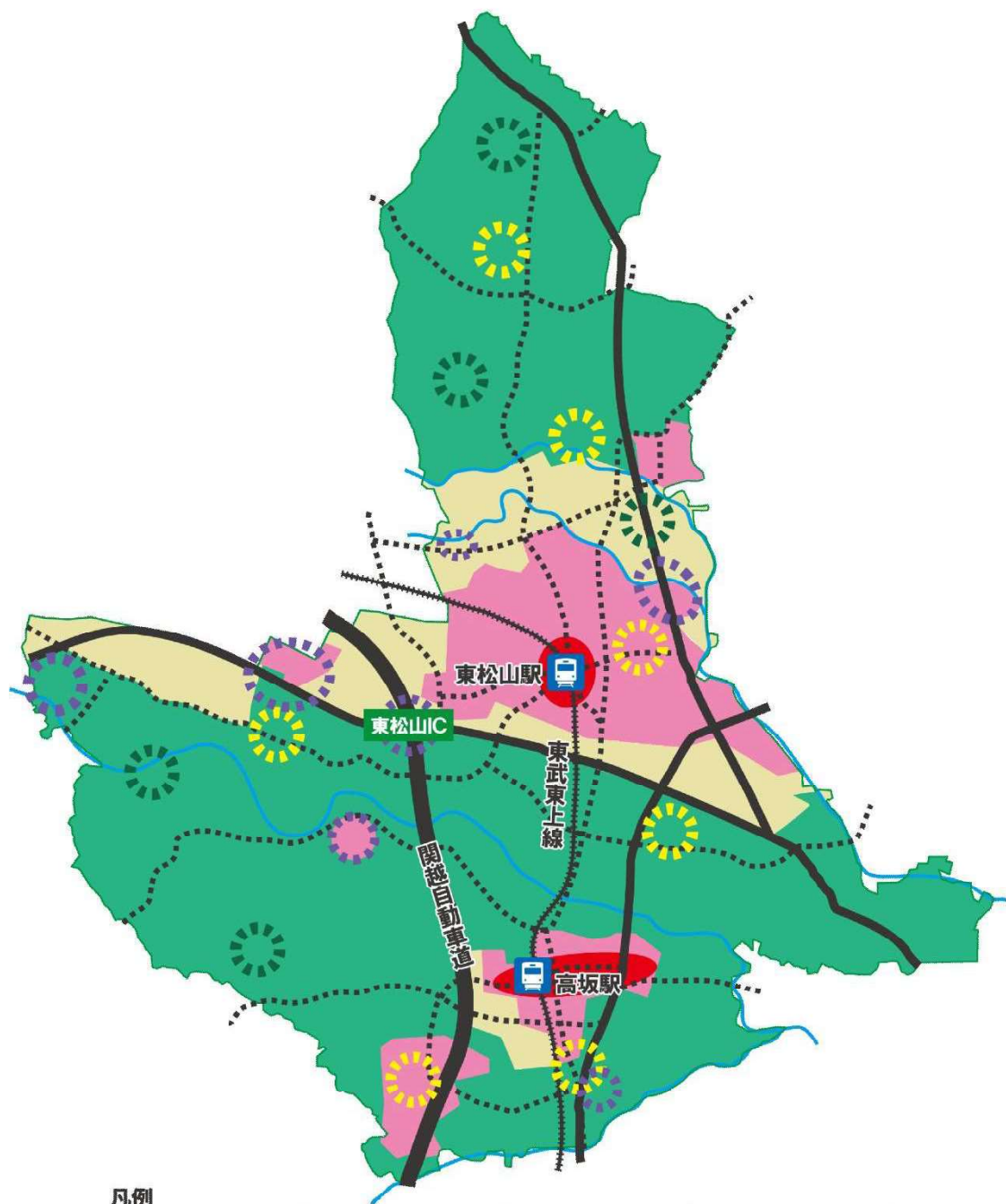
都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域のこと。市街化調整区域内では、農林漁業用の建物や一定規模以上の計画的開発などを除き開発行為は許可されない。原則として用途地域を定めないとされ、また、市街化を促進する都市施設も定めないとされている。

(2) 将来都市構造

- ①「核」 : まちの核、まちの副次核
- ②「ゾーン」: 市街地ゾーン、緑住ゾーン、田園ゾーン
- ③「拠点」 : 地域の拠点、みどりの拠点、産業の拠点
- ④「軸」 : 広域連携軸、地域連携軸、河川軸

区分		方針
①	まちの核	本市や比企地域の玄関口にふさわしい高水準の都市機能を備え、交通結節機能の強化や居住、文化・交流、商業など多様な機能の複合化・高度化を図り、都市の発展を牽引する都市機能の集積地と位置付けます。
	まちの副次核	“まちの核”を補完しながら、利便性の高い生活拠点として、高水準の交通サービスが確保され、一定の都市機能や生活機能の集約を図る地域と位置付けます。
②	市街地ゾーン	将来の人口推移や社会経済動向を的確に反映しながら、住宅の需要等の社会ニーズに応じた計画的な土地利用を誘導する地域と位置付けます。
	緑住ゾーン	秩序ある土地利用を維持し、みどりとゆとりある居住環境の調和を図りながら、地域の特性に応じた機能の誘導を図る地域と位置付けます。
	田園ゾーン	無秩序な市街地の拡大を抑制し、優良農地や林野などの豊かな自然を保全しながら、みどり・農・住の良好な関係を維持・推進する地域と位置付けます。
③	地域の拠点	地域レベルでの生活機能を維持するため、市民活動センターを中心として行政・生活サービスのための機能の集約を図る拠点と位置付けます。
	みどりの拠点	自然豊かな本市の特徴を生かした、憩い・スポーツ・観光・レジャー等の中心となる拠点と位置付けます。
	産業の拠点	産業の振興を図るため、工業・流通系産業等の集積地や新たに産業の誘導を図る拠点と位置付けます。産業の誘導については、水害等の災害からの影響を十分に考慮します。
④	広域連携軸	都市間を結び、周辺市町村との交流や産業活動を支える役割を担う道路と位置付けます。
	地域連携軸	広域連携軸を補完し、全市域を有機的に結ぶ道路と位置付けます。
	河川軸	連続的なみどりが維持され、安らぎを与える河川と位置付けます。

(3) 将来都市構造図



凡例

核		ゾーン	拠点		軸	
まちの核 まちの副次核		市街地ゾーン		地域の拠点		広域連携軸
		緑住ゾーン		みどりの拠点		地域連携軸
		田園ゾーン		産業の拠点		河川軸

5 まちづくりの柱と目指すべきまちの姿

将来像を実現するため、次の 6 つのまちづくりの柱を設定し、目指すべきまちの姿を定めます。

1 こどもの分野

健やかに育ち、将来に希望を持って成長できるまち

安心してこどもを育てられる環境を整備するとともに、未来を担う人材を育成するための教育環境づくりや成長段階に応じた若者支援を通じて、こどもたちが笑顔でのびのびと健やかに成長し、豊かな心を育むまちを目指します。

2 健康福祉の分野

人とつながり、安心して自分らしく暮らせるまち

ウォーキングを生かした健康づくりや、医療・福祉・介護の連携を通じて、住み慣れたまちで誰もが生きがいを持って健やかに暮らせるまちを目指します。

また、人と人、人と社会とのつながりを尊重し、互いに支え合う、やさしさにあふれる地域福祉の実現を目指します。

3 環境の分野

豊かな自然とともに、快適に暮らせるまち

環境に対する市民意識を高めるとともに、恵まれた豊かな自然を保全・活用し、快適に暮らせるまちを目指します。

また、ごみの排出量削減や資源循環の推進を図り、循環型社会の構築を目指します。

4 生活基盤の分野

安全性が向上し、安心して暮らせるまち

暮らしに必要な不可欠な生活基盤を維持・整備し、地域公共交通の利便性向上を図ることで、快適に暮らせるまちを目指します。

また、頻発化・激甚化する自然災害への備えや空き家対策を推進し、安全で安心に暮らせるまちを目指します。

5 産業の分野

ブランド力を強みとし、成長と発展が持続するまち

恵まれた交通環境を生かした企業誘致や、地場産品のブランド力の強化、農畜産業者や商工業者との協働により、地域産業が元気で活気のあるまちを目指します。

また、周辺地域と連携した観光資源の活用やシティプロモーションの強化により、魅力あふれる賑わいのあるまちを目指します。

6 市民活躍の分野

協力と信頼で、心豊かにいきいきと暮らせるまち

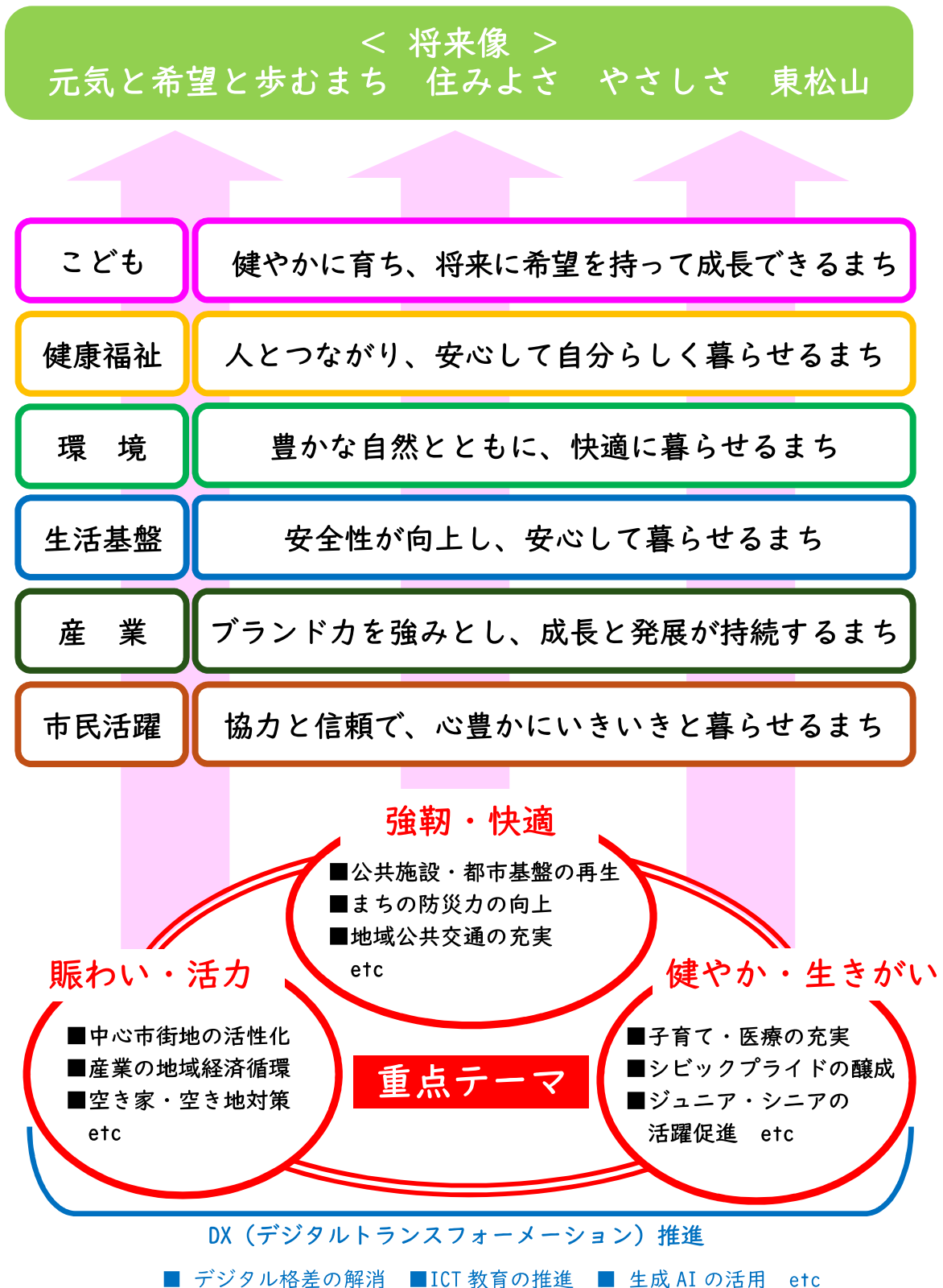
市民一人ひとりが互いに尊重し合い、まちづくりの主体として活躍できる平和なまちを目指します。

また、生涯にわたる学習やスポーツ、文化・芸術を通じて、心豊かにいきいきと暮らせるまちを目指します。

第 3 章 基本計画

重点テーマ

市民意識調査や若者との座談会等で伺った市民の想いや現状を踏まえ、本市の発展に必要な要素を重点テーマに設定しました。まちづくりの柱で掲げた目指すべきまちの姿の実現に向け、これらの重点テーマを相互に連携させながら、分野横断的に取組を推進します。



強靱・快適

（現状）

- ・整備後 30 年以上を経過した公共施設やインフラが多く存在し、今後一斉に大規模改修や更新時期を迎えることから、健全で良好な状態を維持するための取組を推進することが求められています。
- ・市民の生命や財産を守るため、頻発する豪雨や将来発生が予測されている大規模地震等の災害に対する備えを充実させる必要があります。
- ・買い物や通院など、様々な場面で移動に困難を抱える市民が安心して日常生活を送ることができるよう、移動手段を維持・充実させる必要があります。

（取組の方向性）

適正な財政運営に取り組みながら、市民の暮らしに直結するまちの安全性や快適性、利便性を確保します。

賑わい・活力

（現状）

- ・大型店舗の撤退や都市計画道路の整備などの環境変化に対応し、東松山駅周辺や商店街の活性化に向けた取組の必要性が高まっています。
- ・農業の担い手不足や遊休農地（注 1）の増加に対応し、地産地消の推進と、誰もが安心して食べられる農作物の生産拡大が求められています。
- ・産業振興により地域内経済の好循環を推進するとともに、多様な観光資源を活用し、交流人口や関係人口を増やすことが求められています。
- ・空き家・空き地の適正な管理と有効活用を促進し、良好で安心できる生活環境を確保することが求められています。

（取組の方向性）

利便性の高い交通網や豊かな自然に恵まれた生活環境など、本市の魅力や優位性を積極的に PR し、まちの活力の源となる地域経済や産業、観光を活性化します。

健やか・生きがい

（現状）

- ・乳幼児期から高齢期まで、全ての世代の健康水準を維持・向上させ、健康寿命の延伸を図るとともに、必要な医療や介護が提供される環境づくりが必要です。
- ・市民生活の土台をなす地域社会において、少子化・高齢化や人口減少に対応した新しい地域コミュニティの在り方を模索し、確立することが必要です。
- ・家族構成の多様化や働き方の変化などから子育て家庭のニーズは多様化しており、家庭の状況に応じた柔軟な対応が求められています。
- ・自然環境や伝統文化など、本市の魅力をより多くの市民に周知し、郷土を想う市民意識の醸成を推進する必要があります。

（取組の方向性）

- ・市民の健康水準を維持・向上させるとともに、地域コミュニティの活性化を進めます。
- ・文化や芸術など心を豊かにする取組を充実させ、シビックプライド（注 2）の醸成を図ります。

（注 1）遊休農地

現在、耕作されておらず、今後も耕作される見込みのない農地のこと。

（注 2）シビックプライド

地域に対する市民の誇りや愛着を表現する概念であり、市民が様々なことに関与しながら地域をより良くするための意識を持つこと。「シビックプライド/CivicPride」「CIVIC PRIDE」は株式会社読売広告社の登録商標。

2 財政見通し

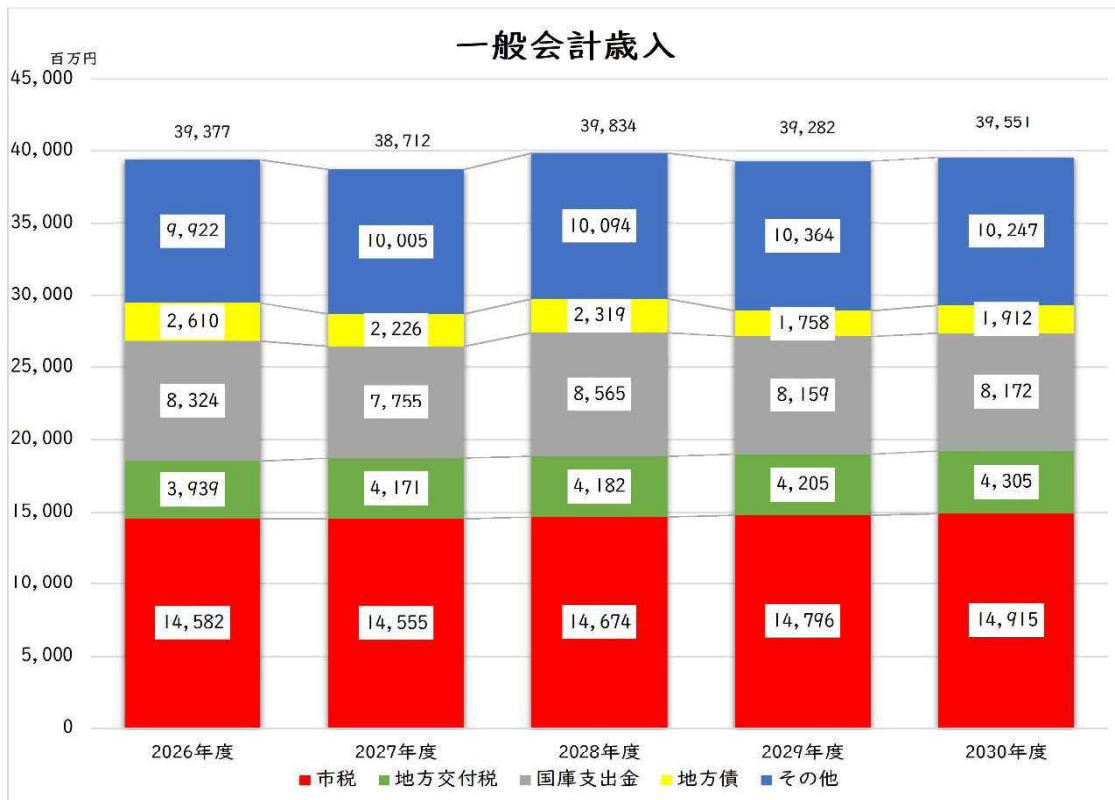
(1) 歳入

歳入については、過去の実績や国の推計等を基に、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間について、一般会計を推計しました。

税制改正や物価高騰等の社会情勢などの影響により変動することが予想されますが、歳入合計は390億円台の金額で推移すると推計します。

単位：百万円

	令和8年度 (2026年度) 見込	令和9年度 (2027年度) 見込	令和10年度 (2028年度) 見込	令和11年度 (2029年度) 見込	令和12年度 (2030年度) 見込
市税	14,582	14,555	14,674	14,796	14,915
地方交付税	3,939	4,171	4,182	4,205	4,305
その他一般財源	3,497	3,547	3,637	3,747	3,747
国庫支出金	8,324	7,755	8,565	8,159	8,172
県支出金	2,875	2,877	2,894	2,924	2,947
地方債	2,610	2,226	2,319	1,758	1,912
繰入金	1,296	1,292	1,224	1,354	1,214
うち財政調整基金	950	880	810	840	790
その他	2,254	2,289	2,339	2,339	2,339
合 計	39,377	38,712	39,834	39,282	39,551



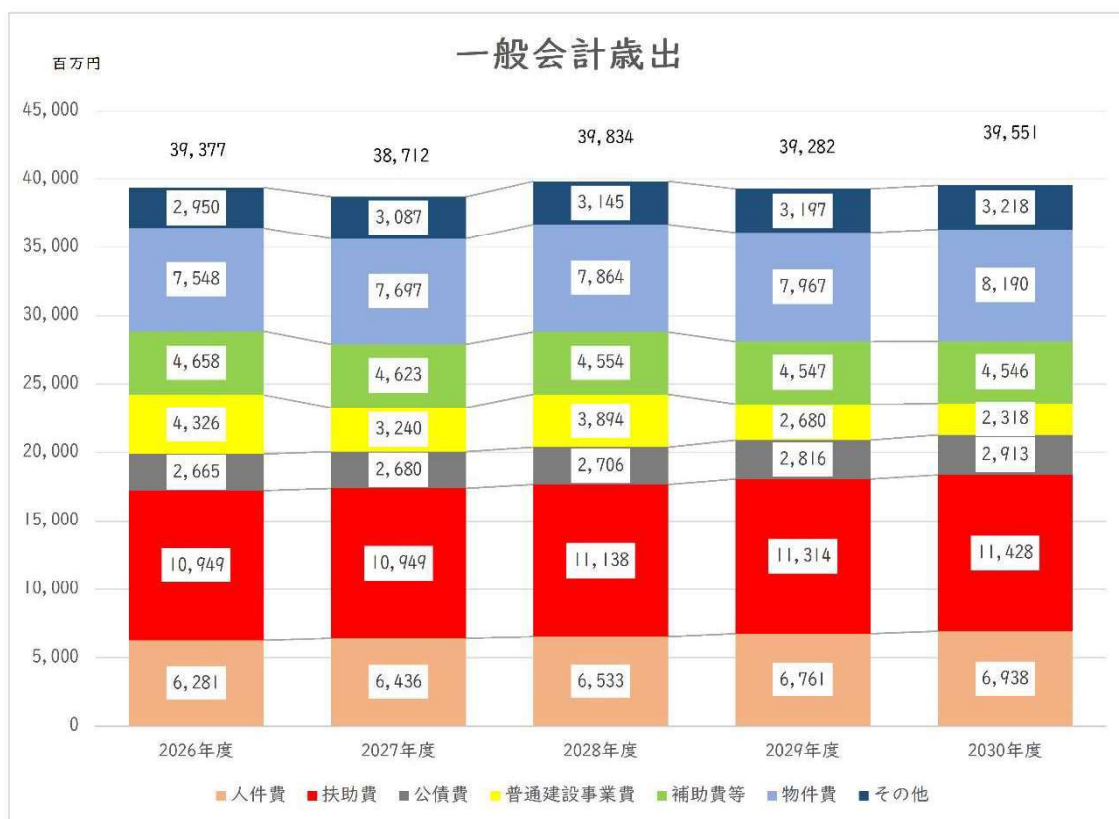
(2) 歳出

歳出についても歳入と同様に、過去の実績等を基に、令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5年間について、一般会計を推計しました。

この5年間については、引き続き人件費・扶助費・公債費の義務的経費や物価高騰の影響による物件費の伸びが見込まれます。

単位：百万円

	令和8年度 (2026年度) 見込	令和9年度 (2027年度) 見込	令和10年度 (2028年度) 見込	令和11年度 (2029年度) 見込	令和12年度 (2030年度) 見込
人件費	6,281	6,436	6,533	6,761	6,938
扶助費	10,949	10,949	11,138	11,314	11,428
公債費	2,665	2,680	2,706	2,816	2,913
普通建設事業費	4,326	3,240	3,894	2,680	2,318
補助費等	4,658	4,623	4,554	4,547	4,546
繰出金	2,056	2,174	2,212	2,242	2,242
物件費	7,548	7,697	7,864	7,967	8,190
積立金	55	55	55	55	55
その他	839	858	878	900	921
合 計	39,377	38,712	39,834	39,282	39,551



3 前期基本計画とSDGs

(1) 持続可能な開発目標SDGsのまちづくりの視点

国際連合（国連）では、持続可能な開発目標（SDGs）^{（注）}について、「すべての人々にとってよりよい、より持続可能な未来を築くための青写真」であるとし、「貧困や不平等、気候変動、環境劣化、繁栄、平和と公正など、私たちが直面するグローバルな諸課題の解決」を目指すとしています。また、誰一人置き去りにしないために、令和12年（2030年）までに17の目標と169のターゲットを達成することが重要であるとしています。

本計画に掲げる各基本施策とSDGsの17の目標との関係を明示することでSDGsの理念を取り込みながら市政運営に取り組むこととします。

●持続可能な開発目標（SDGs）の詳細

 目標1〔貧困〕 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる	 目標2〔飢餓〕 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
 目標3〔保健〕 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	 目標4〔教育〕 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
 目標5〔ジェンダー〕 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う	 目標6〔水・衛生〕 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
 目標7〔エネルギー〕 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	 目標8〔経済成長と雇用〕 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
 目標9〔インフラ、産業化、イノベーション〕 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	 目標10〔不平等〕 国内及び各国間間の不平等を是正する
 目標11〔持続可能な都市〕 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	 目標12〔持続可能な消費と生産〕 持続可能な消費生産形態を確保する
 目標13〔気候変動〕 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	 目標14〔海洋資源〕 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
 目標15〔陸上資源〕 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	 目標16〔平和〕 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
 目標17〔実施手段〕 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	

（注）SDGs

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。2015年9月の国連サミットで採択された2030年までに達成を目指す国際目標のこと。

(2) 各基本施策とSDGsの関係

SDGs 17の目標		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
まちづくりの柱1 こども																		
1-1	子育て環境の整備	○		○	○	○			○			○						○
1-2	乳幼児期からの支援の充実		○	○	○				○									
1-3	学校教育の充実	○		○	○	○					○							○
まちづくりの柱2 健康福祉																		
2-1	健康づくりの推進		○	○			○											
2-2	市民病院の充実			○														
2-3	地域福祉の推進	○		○	○	○			○		○	○						
2-4	社会保障制度の適正な運営	○		○														
2-5	高齢者福祉の充実	○	○	○	○				○		○	○						
2-6	障害者福祉の充実	○	○	○					○	○	○							
まちづくりの柱3 環境																		
3-1	良好な地域環境の保全			○			○	○		○		○	○	○				
3-2	自然環境の保全			○			○					○		○		○		
3-3	資源循環の推進・ ごみ処理体制の維持							○		○		○	○	○	○	○		
まちづくりの柱4 生活基盤																		
4-1	防災・減災対策の推進					○	○					○		○				
4-2	計画的なまちづくりの 推進			○						○		○		○		○		○
4-3	公共交通ネットワーク の形成・維持			○								○						
4-4	道路の整備と維持管理									○		○						
4-5	持続性のある上下水道 事業の推進						○			○		○						
4-6	流域治水の推進									○		○		○				
4-7	快適な住環境の保全	○										○						
まちづくりの柱5 産業																		
5-1	農業の振興		○						○	○			○	○		○		
5-2	商工業の振興								○	○			○					
5-3	企業誘致の推進・就労 支援の充実								○	○			○					
5-4	観光の振興・シティプロ モーションの強化								○	○			○					
まちづくりの柱6 市民活躍																		
6-1	市民参加の促進と生活 の安全確保											○	○					○
6-2	生涯学習の推進			○	○						○					○		○
6-3	人権意識・平和意識の 醸成	○				○						○	○					○

4 施策体系図

まちづくりの柱	基本施策	施策
1 こども	1-1 子育て環境の整備	① 子育て支援の充実 ② 相談体制の充実 ③ こどもの安全確保 ④ 子育て家庭への経済的支援
	1-2 乳幼児期からの支援の充実	① 保育・就学前教育の充実 ② 多様な保育サービスの提供 ③ 健やかな心と身体を育む基礎づくり
	1-3 学校教育の充実	① 確かな学力の育成 ② 健やかな心身の育成 ③ 多様なニーズに対応した教育の推進 ④ 学習環境の整備 ⑤ 学校と地域の連携推進 ⑥ 安全で安心な学校給食の充実
2 健康福祉	2-1 健康づくりの推進	① 健康増進と疾病予防の推進 ② 歯科口腔保健の推進 ③ 地域医療体制の充実
	2-2 市民病院の充実	① 診療体制の充実 ② 病院経営の強化 ③ 医療機能の分化と連携の推進 ④ 施設・設備の充実と老朽化対策の推進
	2-3 地域福祉の推進	① 地域社会のネットワーク化の推進 ② 包括的な支援体制の強化 ③ 孤独・孤立対策と権利擁護の推進
	2-4 社会保障制度の適正な運営	① 生活保護制度・生活困窮者自立支援制度の適正な運営 ② 国民健康保険制度・後期高齢者医療制度の適正な運営
	2-5 高齢者福祉の充実	① 介護予防の推進と社会参加の促進 ② 医療と介護の連携強化 ③ 認知症対策の推進 ④ 介護保険制度の適正な運営
	2-6 障害者福祉の充実	① とともに暮らす社会の実現 ② 生活支援の充実 ③ 就労支援の充実
3 環境	3-1 良好な地域環境の保全	① 環境に対する市民意識の向上 ② 地球温暖化対策の推進
	3-2 自然環境の保全	① 環境保全の活動推進 ② 豊かな自然の活用 ③ 特定外来生物への対応強化
	3-3 資源循環の推進・ごみ処理体制の維持	① ごみの減量と3Rの推進 ② 家庭ごみ収集体制の強化 ③ ごみ処理施設の適正な管理と新たな施設整備 ④ 災害廃棄物処理体制の強化
4 生活基盤	4-1 防災・減災対策の推進	① 地域防災力の強化 ② 危機管理体制の強化
	4-2 計画的なまちづくりの推進	① 持続性の高いまちづくり ② 市街地の整備と中心市街地の活性化 ③ 安全で質の高い公園・緑地の維持管理
	4-3 公共交通ネットワークの形成・維持	① 持続的な地域公共交通の形成・維持 ② 移動制約者に対する公共交通の利便性向上
	4-4 道路の整備と維持管理	① 生活道路の整備 ② 橋梁の強靱化と適正な維持管理 ③ 安全で快適な道路の維持管理
	4-5 持続性のある上下水道事業の推進	① 水道事業の安定的な経営 ② 下水道事業の安定的な経営 ③ 水道施設の最適化と適正な維持管理 ④ 下水道施設の計画的な整備 ⑤ 生活排水処理施設の適正な維持管理と統廃合
	4-6 流域治水の推進	① 雨水浸水対策の強化 ② 河川等の適正な維持管理 ③ 計画的な河川整備の促進
	4-7 快適な住環境の保全	① 安心して暮らす住まいの確保 ② 空き家対策の推進
5 産業	5-1 農業の振興	① 多様な担い手の育成・確保 ② 農地の保全と活用 ③ 多彩で魅力的な農業の推進
	5-2 商工業の振興	① 商店街の活性化支援 ② 地場産品のブランド力強化 ③ 商工業者の経営基盤安定化支援と創業支援
	5-3 企業誘致の推進・就労支援の充実	① 強みを生かした企業誘致の推進 ② 企業と働く力のマッチング支援
	5-4 観光の振興・シティプロモーションの強化	① 観光資源の活用と周遊性の向上 ② シティプロモーションの強化
6 市民活躍	6-1 市民参加の促進と生活の安全確保	① 地域活動の促進と担い手支援 ② 多文化共生の推進 ③ 防犯意識の向上と交通安全意識の啓発 ④ 消費者トラブルの解消と相談体制の充実
	6-2 生涯学習の推進	① 学びの機会の充実 ② ウォーキングの推進と日本スリーデーマーチの充実 ③ スポーツを楽しむ環境づくりの推進 ④ 文化・芸術活動の促進 ⑤ 文化財の保存と継承 ⑥ 文化財の啓発と活用
	6-3 人権意識・平和意識の醸成	① 人権意識の向上 ② 男女共同参画の推進 ③ 平和意識の醸成
健全で効果的な行財政運営		取組① 財政基盤の強化と効果的な予算執行 取組② 公共施設マネジメントの推進 取組③ 広報・広聴の充実 取組④ 窓口手続きの利便性向上 取組⑤ 適正な賦課・徴収の実施 取組⑥ 担い手確保と効率的な公共調達 取組⑦ 適切な人事管理と人材育成

5 分野別計画

基本構想で掲げたまちの将来像である「元気と希望と歩むまち 住みよさ やさしさ 東松山」の実現に向け、まちづくりの柱（分野）ごとに施策の方向性を示します。

まちづくりの柱に連なる基本施策ごとに見開き 2 ページで構成し、内容については、以下のとおりです。

① 目指すべきまちの姿	各施策の取組を進めることで実現していく基本施策における「目指すべきまちの姿」を掲げます。
② 現状・課題	市の現状・課題を整理し、示します。
③ 今後の方向性	現状・課題に対する計画期間での施策の方向性を示します。
④ 評価指標	各施策の取組に対する客観的な評価を行うため、一つの施策に対し一つの指標を設定します。原則として現状値は令和6年度末、目標値は令和12年度末となります。なお、毎年 of 指標の状況については、実施計画にて進捗管理を行います。
⑤ 関連計画	基本施策に関連する計画を示します。 (該当する計画がないものは表示なし)

